

託送供給等特例認可申請書

平成 28 年 3 月 10 日

東京電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

PGC 経料発 27 第 20 号

平成 28 年 3 月 10 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己

平成26年改正法附則第9号第4項の規定により、次のとおり同条第1項の認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

供給の種類		振替供給および接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給 場所	受電場所	同上
	供給場所	同上	
供給電力		同上	
供給電圧		同上	
電気方式及び周波数		同上	
料金その他の供給条件の内容		同上	
供給開始年月日及び有効期間		平成28年4月1日以降相当の期間	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第59号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）にもとづき、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」といいます。）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号。）第10条第2項の法人の分割の認可を受けた場合に、当該分割により特定小売供給の全部を承継する法人（以下「東京電力株式会社の小売電気事業者」といいます。）に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 料 金

料金は、次のとおりといたします。

(1) 契約者に係る料金

東京電力株式会社の小売電気事業者の供給地点のうち、契約者に係る料金の算定上、日程等別料金を算定することができない供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は、託送供給等約款18（料金）(1)にかかわらず、原則として、電気事業託送供給等収支の計算に係る省令にもとづき算定いたします。

なお、当該供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は各月ごとに算定（各月ごとに算定す

る当該料金の合計を、以下「月間料金」といい、近接性評価割引を行なう場合は、近接性評価割引額を差し引いたものとしたします。) いたします。

(2) 近接性評価割引額の算定および割引の実施

イ 当社は、託送供給等約款18（料金）(1)ハ(ロ)にかかわらず、近接性評価割引額の算定日が料金算定日となる月間料金（該当する月間料金がない場合は、料金算定日が近接性評価割引額の算定日の直後となる月間料金としたします。）において、当該月間料金に含まれる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上限として割引を行なうものとしたします。

ロ 近接性評価割引額が割引の対象となる月間料金の金額を上回る場合、その差額を近接性評価割引額として、料金算定日がその直後となる日程等別料金において、イに準じて割引を行ないます。

なお、近接性評価割引額が月間料金の金額を上回る場合の差額が当該日程等別料金を上回る場合は、託送供給等約款18（料金）(1)ハ(ロ)に準じて割引を行ないます。

3 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款29（電力および電力量の算定）(14)にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものと東京電力株式会社の小売電気事業者以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものとしたします。

4 支払義務の発生および支払期日

(1) 2（料金）(1)の場合における月間料金の支払義務は、託送供給等約款 32（支払義務の発生および支払期日）(1)にかかわらず、料金算定を実施した

日に発生いたします。

- (2) 2 (料金) (1)の月間料金は、託送供給等約款 32 (支払義務の発生および支払期日) (3)および(4)に準じて支払っていただきます。

5 接続供給の停止

需要者が、東京電力株式会社の小売電気事業者の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕，時間帯別電灯〔夜間 10 時間型〕，季節別時間帯別電灯，ピーク抑制型季節別時間帯別電灯，時間帯別電灯〔夜得プラン〕，時間帯別電灯〔朝得プラン〕，時間帯別電灯〔半日お得プラン〕，曜日別電灯，低圧高負荷契約，農業用低圧季節別時間帯別電力，深夜電力，第 2 深夜電力，融雪用電力もしくは一括前払契約の適用を受けている場合で、東京電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

6 接続供給の停止の解除

5（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、東京電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

7 損害賠償の免責

5（接続供給の停止）によって停止のための適切な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

8 そ の 他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款により難しい理由

平成28年4月の電力の小売全面自由化当初、当社の供給区域においては、東京電力株式会社の小売電気事業者の供給地点であって、特定小売供給約款をはじめとした小売全面自由化より前から続く電気契約を適用している供給地点が相当数存在します。これらの供給地点に係る接続供給については、これまでも電気事業法にもとづき託送供給等の業務に関する会計整理を行ってきたところであり、小売全面自由化を受け、当社が東京電力株式会社の小売電気事業者に託送供給等約款を適用するに際しても、過度なコストをかけることなく円滑に進める観点から、現行と同様に、電気事業託送供給等収支の計算に係る省令にもとづいた算定方法により接続供給に係る料金算定を実施する考えであります。

また、総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（平成26年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当該内容を踏まえた対応を実施する考えであります。

つきましては、上記対応を実施するため、電気事業法等の一部を改正する法

律附則第 9 条第 4 項の規定により託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。